

平成29年3月21日  
地域政策課**双葉町復興整備協議会の設立について**

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）の制度を活用して、県内ではこれまで、いわき市を始めとする津波により甚大な被害を受けた沿岸地域8市町村と川俣町を始めとする内陸部の原発被災地域3町村の計11市町村がそれぞれ県と共同で復興整備計画を作成し、農地転用の特例措置などを受けてきました。

この度、双葉町が県内では12番目となる復興整備計画案を作成したことから、計画を協議するため復興整備協議会を下記のとおり設立することとなりました。

計画案では、中野地区復興産業拠点整備事業について、復興整備協議会においてワンストップで協議することにより、都市計画の決定及び農地転用手続きの簡素化を図ります。

## 記

**【双葉町復興整備協議会設立会議】**

- 日 時 平成29年3月22日（水）午後1時30分から（予定）
- 場 所 県庁本庁舎5階 正庁
- 出席者 双葉町、県（関係各課長）、福島復興局、東北農政局

**（第1回双葉町復興整備協議会会議（設立会議終了後））**

- 協議事項 双葉町復興整備計画（中野地区復興産業拠点整備事業を記載）

（予定） ①都市計画の決定

②4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針（農地転用）

- 出席者 双葉町、県（関係各課長）、福島復興局、東北農政局

（予定）

※このほか同日、各市町の復興整備協議会会議を開催する予定となっております。